

視聴覚教材・機材の利用について

中央図書館では、郡山市内の学校や社会教育団体等を対象として、視聴覚教材・機材を貸し出しております。

【遵守事項】

利用にあたっては、以下の事項を必ずお守りください。

- ① 会費、入場料、その他の費用を徴収しないこと
- ② 他に転貸しないこと
- ③ 営利を目的とした事業に使用しないこと

【利用方法】

<予 約>	① 貸出日の1か月前から貸出当日まで中央図書館(3階)受付窓口または電話(923-6616)で受け付けます。 ② 予約時には、下記の事項についてお知らせください。 <ul style="list-style-type: none">・ 団体名、依頼者名および連絡先の電話番号・ 借用期間(貸出日および返却日)・ 使用目的および使用場所・ 教材番号および題名、機材名
<申 請>	① 貸出当日、中央図書館(3階)受付窓口で「使用許可申請書」を提出して、使用許可を受けてください。 ② 申請時には、「映像機器操作技術認定証」または「運転免許証等の身分を証明できるもの」を提示してください。
<返 却>	① 返却日までに、「使用報告書」に必要事項を記入し、中央図書館(3階)受付窓口提出してください。 ※貸出を受けた教材・機材を紛失または破損した場合は、内容により団体代表者に損害賠償の責任を負っていただくことがあります。返却期限は厳守してください。

【貸出期間】 貸出日から8日以内(返却日が休館日にあたる時は、その翌日)

【貸出数】 1団体につき、教材は5本、機材は各1台まで

【使用料】 無料

【視聴覚受付窓口】 午前9時30分から午後6時まで(通年)

【休館日】

- ・ 月曜日 (月曜日が祝日の場合は、次の平日)
- ・ 月末整理日(月末日が月曜日の場合は、その翌日)
- ・ 年末年始 (12月28日～1月4日)